

第 2 3 8 回

町田市都市計画審議会

2 0 2 5 年 1 月 3 0 日

町田市都市づくり部都市政策課

第238回 町田市都市計画審議会 会議録

開催日時：2025年1月30日（木）午前10時00分～午前10時55分

開催場所：リモート会議（Teams）及び市庁舎3階 第1委員会室

出席者：〔1号（学識経験のある者）〕吉川会長、宇於崎委員、市古委員、阿部委員、
中西委員、草薙委員、松永委員、佐藤委員、
澤井委員

〔2号（町田市議会の議員）〕熊沢委員、殿村委員、石川委員、村松委員、
小野委員

〔3号（関係行政機関の職員）〕黒崎委員、鈴木委員

〔4号（町田市の住民）〕浅利委員、新家委員

神蔵幹事（政策経営部長）、井上幹事（財務部長）、

深澤幹事（道路部長）、萩野幹事（都市づくり部長）、

平本幹事（都市づくり部都市整備担当部長）、守田幹事（下水道部長）

説明員 新公園緑地課長、戸田都市政策課長、田中新たな学校づくり推進課長、
田中施設課長

案件担当職員 10名

事務局職員 4名

公開又は非公開：公開

傍聴者：0名

議題：【議案審議】

議案第683号 町田都市計画緑地の変更について（町田市決定）

（第34号蓮田緑地）

【報告事項】

1. 町田都市計画特別用途地区 教育環境整備地区の都市計画変更について（報告）

○事務局 時間となりましたので、第238回町田市都市計画審議会を始めさせていただきます。

まず、事務連絡になります。

会議の進行について、質疑はまずお名前をおっしゃっていただき、会長の指名を受けてから御発言いただきますようお願いいたします。

採決は、まず異議のある方の決を採り、次に異議のない方の決を採って議決するという進め方とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続いて注意点になりますが、議事進行中は常時マイクをオフにいただき、発言する際にマイクをオンにさせていただくようお願いいたします。また、御発言後は再びマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

最後になりますが、本日御審議いただきます内容は、おおむね1か月後に町田市公式ホームページで公開させていただく予定です。恐れ入りますが記録用として録音をさせていただきます。御了解のほどをお願いいたします。

事務連絡は、以上です。

申し遅れましたが、私は、本日、司会進行を務めます都市政策課のヨシダと申します。よろしくお願いいたします。

それでは、都市計画審議会を始めさせていただきます。

初めに、本日の会議の定足数を報告いたします。

委員20名中18名の御出席をいただいておりますので、会議は成立いたします。

続いて、傍聴について申し上げます。

本日、傍聴の事前申込みはございませんでした。

続いて、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、前回11月21日の審議会、事前協議で使用いたしました表紙が黄色の資料2「町田都市計画緑地の変更について（町田市決定）（第34号蓮田緑地）」、また、当日配付資料として会場の皆様へお配りしている表紙が水色の資料1「町田都市計画特別用途地区教育環境整備地区の都市計画変更について（報告）」以上が本日の資料でございます。

不足がございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

続きまして、本日の議事でございます。

お手元の議事日程のとおり、町田市都市計画緑の変更についての議案審議を行います。その後、町田都市計画特別用途地区 教育環境整備地区の都市計画変更についての報告を行います。

これから議事に入りますが、議事進行中につきましては通信容量の関係上、リモートで御出席の方はカメラをオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、この後の議事について会長をお願いいたします。

○会長 本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

早速、議案審議に入ります。

町田都市計画緑地の変更について、事務局から説明をお願いします。

○平本幹事 本件につきましては、公園緑地課長から説明いたします。

○新公園緑地課長 町田都市計画緑地（第34号蓮田緑地）の区域変更について、御説明をいたします。

位置図でございます。

中心にお示ししている赤色の星印の場所で、ＪＲ横浜線淵野辺駅から見て北側、また小田急多摩線唐木田駅から見て南側にそれぞれ約３キロメートルのところに位置しております。

その面積を、約１.３ヘクタールから１.７ヘクタールに拡張するものでございます。

航空写真です。

画面上、緑色の線でお示しした区域が都市計画緑地としての区域で、赤色の部分が今回追加する予定の区域でございます。

本緑地は、第215回都市計画審議会でも都市計画緑地として指定されている区域に赤色の部分を加えて、隣接する神社と周辺に広がるハス田を一体的に整備して、魅力ある空間にするものでございます。

上位計画です。

町田市都市づくりのマスタープランでは、小山田緑地エリアは「里山の風景と自然環境が保全されるとともに、さまざまな目的に合わせたみどり空間を創出するエリアを目指す」としております。

計画図です。

先ほども申し上げましたが、第215回都市計画審議会において都市計画緑地として約１.３ヘクタールが決定しておりますが、今回さらに、赤色で着色した約０.４ヘクタールの区域を都市計画緑地として追加する変更を行います。

隣接する都市計画河川の鶴見川の区域につきましては都市計画緑地には含んでおりませんが、河川整備に着手されるまでは、都市計画河川の区域も含めて都市公園法に基づく都市緑地として一体的に整備して、利用してまいります。

平面図です。

現在施行中の蓮田緑地整備工事の完成図に、今回、都市計画緑地として追加する部分を赤色の斜線でお示ししておりまして、都市計画河川鶴見川の区域に重なる部分、都市計画緑地外で緑地として整備する部分を水色で示したものです。小山田神社を含めた地域一体を都市計画緑地として、里山の環境を保全してまいります。

最後に、都市計画法第17条の縦覧結果について御報告いたします。

縦覧は12月6日から20日まで行いました。縦覧者は1名、意見書の提出はありませんでした。

また、東京都との協議については「意見なし」と回答を得ております。

都市計画の決定告示は3月を予定しております。

御説明は以上です。

○会長 ありがとうございました。

ただいまの説明に関して質疑応答に入りたいと思います。

御質問、御発言ございませんでしょうか。

○殿村委員 今回新たに指定される緑地部分についてですけれども、現在の土地の状態としてはどういう特徴があるのでしょうか。

○新公園緑地課長 今回追加する蓮田の区域につきましては、隣接するハス田と同様のハス田がございまして、それと小山田神社という神社がある自然が豊かな区域でございます。

○殿村委員 新たに一体的整備ということでございましたけれども、ハス田と神社ということですが、この部分についてはどのような整備になるのでしょうか。

○新公園緑地課長 まだ具体的な絵は描いておりませんが、基本的にはハス田を生かして、小山田神社の周りを囲むハス田の景観を残していくことを考えております。

○会長 殿村委員、よろしゅうございますか。

○殿村委員 はい。

○会長 ほか御質問、御発言ございますか。よろしゅうございますか。

オンラインも大丈夫ですね。

では、質疑応答は以上とさせていただきます。

本件に関しまして、原案のとおりお認めすることに御異議ございませんでしょうか。

(委員了承)

○会長 異議なしと認めて、原案のとおり決定することといたします。

どうもありがとうございました。

続きまして、報告事項に入ります。

町田都市計画特別用途地区 教育環境整備地区の都市計画変更についてを事務局から御説明願います。

○萩野幹事 町田都市計画特別用途地区 教育環境整備地区の都市計画変更につきましては、都市政策課長から説明いたします。

○戸田都市政策課長 町田都市計画特別用途地区 教育環境整備地区の都市計画変更について御報告いたします。

初めに、背景について御説明いたします。

スクリーンにもお示ししておりますが、お手元の資料ですと1. 背景になります。

町田市では、2018年6月に策定した町田市公共施設再編計画において、今後の学校施設の在り方として、学校施設の有効活用や他機能との複合・多機能化等により、学習環境向上のほか多様な人々が交流し、活動する場を創出し、愛着ある地域拠点施設とすることとしております。

スライド変わります。

そこで、2021年5月に策定した町田市新たな学校づくり推進計画におきましても、子供たちによりよい教育環境を整備するだけでなく、多様な人々が学校に集い、地域活動や市民活動を通じて市民が交流し、活動する愛着ある地域拠点となるような学校づくりを推進することを掲げております。

これらの計画を具体的に進めるため、2023年3月には地区別に新たな学校づくり基本計画並びに建設基本計画を策定し、地域拠点としてより多くの方々が文化やスポーツ等の活動の場として活用できる環境を整えることで、地域の方々に愛着を持ってもらえるような開かれた学校を目指すことを示しております。

また、都市計画の視点からは、町田市都市づくりのマスタープランにおいて、公共公益施設の再編に当たっては周辺住宅地への影響に十分配慮しながら、必要に応じて地区計画を併用した用途地域の変更、または特別用途地区の指定や高さ等の規制緩和について検討するとしております。

さらに用途地域の指定方針、指定基準である「町田市土地利用に関する基本方針及び制度活用の方策」においても、学校施設等の再編に伴い、特定の建築物の用途等を規制緩和及び規制強化することが必要な区域について、特別用途地区を指定することを示しております。

これらを踏まえ、現在、具体的な計画が進む5校について、このたび特別用途地区の指定に向けた手続を進めております。

続きまして、お手元の資料ですと2. 学校の複合化・多機能化と建物用途について御説明します。

新たな学校では、先ほども御説明いたしましたが、多様な人々が学校に集い、地域活動や市民活動を通じて市民が交流し、活動する愛着ある地域拠点となるような学校づくりを進めるため、複合化、多機能化を図っていきます。その内容について都市計画上の整理を行ったものが、こちらになります。

新たな学校の活用方法として、地域住民の交流や活動拠点については集会場、まちとも、学童保育クラブは児童福祉施設等、市民の防災拠点として防災備蓄庫は防災倉庫となり、それぞれが建築可能となる用途地域をお示ししております。

続きまして3. 位置図、建築概要を御覧ください。

市内の用途地域と学校用地の配置を示しております。

現在計画を進めている5校を含め、市内の学校用地の多くは第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域にあります。新たな学校として活用を図る集会場、スポーツ練習場については、先ほどお示ししたとおり建築可能となる用途地域が限られており、都市計画法等の対応を講じる必要があります。そのため、5つの新たな学校の建設予定地に、建物用途の制限を緩和できる特別用途地区として教育環境整備地区を指定いたします。

次に、4. 都市計画変更の概要について御説明いたします。お手元の資料ですと裏面になります。

これまで町田市では、2022年に学校施設機能を集約して整備する給食センターのうち、町田忠生小山エリア、南エリアの2か所を特別用途地区 教育環境整備地区に指定しております。今回の5校につきまして、第一種低層住居専用地域内にある鶴川東地区統合新設小学校を第三種教育環境整備地区に、ほか4校を第四種教育環境整備地区に指定いたします。

なお、都市計画法における特別用途地区は区域の指定のみになっており、その区域内における建築の用途制限や建物、敷地、構造などに関する制限を建築基準法に基づく教育環境整備地区建築条例に定めることとなっております。

そこで、参考といたしまして、建築基準法に基づく条例の概要について御説明いたします。

お手元の資料は、今、御覧いただいている裏面の右側になります。

都市計画法に基づく特別用途地区の指定と併せて、建築基準法に基づく教育環境整備地区建築条例の改正を予定しております。

まず、規制緩和の内容ですが、地域住民の交流や活動拠点となる集会場、スポーツ練習場について、それぞれ3,000平方メートル以内において整備を可能とするため、用途制限を一部緩和いたします。また、規制強化の内容ですが、周辺地域の住環境を保護するため、壁面の位置の制限を4メートルとし、さらに第四種教育環境整備地区については建築物の高さの最高限度を25メートルと定めます。

最後に、今後の予定について御説明いたします。

お手元の資料ですと5. スケジュール、裏面の左下を御覧ください。

現在、国・都と協議を重ねており、6月の都市計画審議会において事前協議、その後、7月に東京都協議、縦覧を経て8月の都市計画審議会で御審議いただく予定です。併せて条例案を2025年6月の第2回町田市議会定例会に上程いたします。その後、2025年9月頃の都市計画決定告示及び教育環境整備地区建築条例の施行を予定しております。

説明は以上となります。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関して質疑応答に入りたいと思います。

御質問、御発言ございませんでしょうか。

○殿村委員 何点が質問させていただきたいと思います。

先ほど背景の説明のところで、都市計画変更の目的といいたし理由といいたし——について何点が説明があったと思います。そこで、今回あえて現在の用途地域の指定を変えなければならない必要性について、若干角度を変えてお聞きしますけれども、最も中心的な理由は何でしょうか。

○戸田都市政策課長 今回、用途地域を変更するわけではなく、特別用途地区という、制限の緩和をするわけですが、第一種低層住居専用地域、また第二種中高層住居専用地域の中では、今回新たな学校として目指すもの、先ほど申し上げました地域拠点としての集会場の用途であるとかスポーツ練習場の用途であるとか、そういうものが建築できませんので、その部分を緩和するために今回の手続を進めているものです。

○殿村委員 1つは、特別用途として第三種教育環境整備地区、もう一つは第四種教育環境整備地区、これは現在の用途地域の違いによるということでしょうか。つまり都市計画の変更の内容としては一緒と理解していいかということが1点です。

もう一点は、集会場とスポーツ練習場、これが、これまでのおおむね三種の建物用途に新たに加わるということですけれども、何でしょう、逆に言うと、これまでの用途地域の中で造れるものとして、なぜできないのか。これを新たに加えたいということは分かるんですけれども、逆に言うと、なぜこういった地域にはできないのか。都市計画上ですね。それはどういう仕組みになっているのでしょうか。

○戸田都市政策課長 すみません、先ほどの発言を1点訂正させていただきたいんですけれども、今回の5校のうち1校は第一種低層住居専用地域、4校は、先ほど私「第二種」と言ってしまったんですけれども、「第一種」中高層住居専用地域です。

今回、第一種低層住居専用地域のところを第三種、第一種中高層住居専用地域のところを第四種にしていますが、ベースとなる用途地域が違いますので、制限の緩和の内容、規制する内容が変わってきます。そういった意味で第三種と第四種をそれぞれ定めております。

集会場であるとかスポーツ練習場が第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域になぜ建たないのかというところは、都市計画法並びに建築基準法上に制限されている部分だからでございます。

○殿村委員 最後の部分はそうだと思うんですけれども、なぜそれをあえて聞いたかというところ、もともと地域の住環境を定めたものがこの用途地域であって、そこに学校が建てられているというのがまず現状であるわけですから、その環境になぜこういった施設を造ることができないのかということが……。その環境をある意味では変えることになるのではないかと私は思うんです。特別用途地区に指定をするということは、住環境を変えろということではないか、大ざっぱに言うとまちを変えろということだと理解するわけですが、その住環境との関係で、従前の用途地域との関係で、この新たな施設をあえて入れることが、従前と変更後のまちづくりの関係でどういう判断をしているのかということを知りたいわけです。

○会長 今の件、いかがでしょうか。

○戸田都市政策課長 背景のところでも申し上げたところでありますけれども、これからの学校は、やはり地域の活動の場となる、地域の方々のための学校によりなっていくと考えております。そのため学校の中で、ここで言うと「集会場」「スポーツ練習場」と表現しておりますけれども、体育館が地域の活動の場所になる、体育館がスポーツ練習場になるという、地域の方々にとってよりよい場所になるというところを考えますと、まちづくりとしても新たな地域拠点ができ、今回はこの新たな学校づくりを進めていく意義というところで、特別用途地区においてこの建設を可能とするような手続を進めているところでございます。

○殿村委員 都市計画法上は、あまり詳しくはないんですけれども、規制緩和といいましょうか、そういう流れの中で、法改正の中でこういった制度が設けられてきた経緯があるのかなと理解しておりますが、私は一つの視点として、やはりそこに住んでいる住民の方々、そして学校や公共施設の在り方との関係で、これはまちと、それからそこに住む住民がどうまちの有り様を考えるかというときに、どう判断しているかということもとても重要な要素ではないかと思います。

つまり何を言いたいかというと、都市計画法上はこういった特別用途地区を設けることは可能だと思います。そして目的は、先ほどの背景の下に目的を持ってこういった提案がされていることも分かります。しかしながら、まちの有り様を決めるに当たって、やはり公共施設の在り方や住民の意向、こういったものも非常に重要になってくるのではないかというのが私の問題意識です。

そこで、1つは、これまで何度か指摘してきましたように、今、学校統廃合の計画を町田市は進めております。これとリンクした今回の都市計画変更であろうと思いますけれども、その場合に、この学校の有り様について、この間、市民の皆さんからはたくさんの意見が出されているところです。学校が統合されることによって子供たちの教育環境、それから通学の環境、あるいは避難所であることによる学校の在り方等々、子供たちや地域の方々にとっても、いろいろな意見が今、出ているさなかです。

そうしたときに、今回のこの都市計画の変更は5つの、いわゆる統合される学校に網をかけるといいましょうか、都市計画を変更するわけですから、言ってみれば、何でしょう、まちと学校の在り方をワンパッケージで変更することになるのではないかと私は思うんですね。今、市民の皆さんからいろいろな御意見が出ているさなかにあって、その市民の皆さんの意見をしっかりと酌み取る作業がここに伴わなければならないと思いますが、その辺の対応はどのように考えておりますか。

○戸田都市政策課長 今回、進めております第1期の5校について特別用途地区を指定するものですけれども、手続面で言いますと、今回こういった手続を進めていることは指定を予定している学校周辺の町内会、自治会の方々、保護者の方々には、「新たな学校通信」等にも掲載させていただきながらお知らせしているところです。

今後この手続を進める中では、都市計画法に基づく縦覧など、広く御意見をお伺いする機会があると認識しております。

○会長 殿村委員、よろしゅうございますか。

○殿村委員 最後に一言だけ。

いずれにしても、この都市計画変更のスケジュールがもう決められるということは、先ほど言ったように、そういう意味では市民の意見を聞いた上でこうした取組にかかることとは違うと思いますので、私としては、そこは問題がある、ちゃんと聞いてから提案をすることが大事ではないかという意見を申し上げたいと思います。

○会長 ただいまの件に関して、事務局から何か補足はありますか。

○戸田都市政策課長 先ほども申し上げたところですが、都市計画法に基づく縦覧手続きの中で、しっかり御意見を伺いたいと思います。

○会長 市古委員と熊沢委員の手が挙がっていますので、順番に、まず市古委員から。

○市古委員 都立大の市古です。

今のやり取りにも関係するんですが、どのような建築施設がということで、質問は、本日の資料の1枚目、右下に現況と建替え後という表があるかと思うんですけども、建替え後の建物規模が、5つの小学校同じく1万1,000平方メートルから1万2,000ないし1万3,000平方メートルと書いてあるんですけども、これがあるということは、何かもう標準的な施設イメージ、施設デザインをお持ちなのかどうか。もしくは、私が読み取る限り現行の建物規模、例えば鶴川第二小学校ですと7,585、これにスポーツ練習場、集会場合わせて3,000を足したものとして、本当にそういう数字上の積み上げとしてこの規模なのか、そのあたり、可能な範囲で教えていただければと思います。

○田中新たな学校づくり推進課長 この施設規模がどのような形で決まっているのかという御質問でございます。

こちらにつきましては、町田市教育委員会で2021年5月に、学校統合を進めております新たな学校づくり推進計画と併せまして町田市立学校の施設機能別整備方針を定めているところでございます。そこで必要な施設の数ですとか、こういったものが必要だよということを示しておりますので、それを足し上げた結果、今、お手元にごございます面積になっているところでございます。

○市古委員 承知いたしました。ありがとうございます。

私も、この資料にもある町田市新たな学校づくり推進計画は見ていたんですが、そこではこのような規模感が出ていなかったもので、ちょっと質問させていただきました。

ただ、そういった標準的なビルディングタイプをいい形でお示ししながら、地域の市民の方々といい形でまちづくりをしていく、そんな方向性にこの特別用途地区が寄与できればと

感じました。

○会長 では熊沢委員、お願いします。

○熊沢委員 この頂いた資料の2. 学校の複合化・多機能化と建物用途のところでは、まちとも・学童は「（使用不可）」とあるんですが、今まで様々新たな学校のところでは、学童等で教室が使えるようにみたいなお話をされていたような気がするんですが、その辺は。私の認識違いなのか、これはこうなっている——こうなっていたら使えないんだろうな。何かがあるんですかね。その辺は教えていただけますか。

○田中新たな学校づくり推進課長 今、御質問がありました教室使用不可というところにつきまして、こちらは普通教室でございまして、今現在は使っているところでございますが、新しく整備する学校につきましては、まず学童として必要な専用スペースを設けることと、不足する部分については特別教室などを活用しながら、まちとも、学童等を進めていきたいと考えているところでございます。

○熊沢委員 ということは、今は普通教室を使っているイメージがあるんですよね。コロナ禍になったりいろいろなところで。今後、新たな学校になることによって、まちともや学童保育も放課後の在り方というものに、子供たちの放課後の過ごし方が変わってきて、今まで学童は宿題をやるのかという場所ではなかったけれども、やはりそういうわけでもなく、特に長期休暇中などはそういう意味で、ましてや1年生から6年生まで通われているということで、そこまで私は学童が、1年生から6年生まできちんと、別ではないですけども、そういう形でやっていけるような環境がないから、普通教室をこれまでどおり利用して学童保育なりまちともをやっていかれるとイメージしていたんですが、逆に今現在使われているものが今後、使用不可になってくるのはすごく不思議なんですけど、その辺はいかがですか。

これ、使用不可にしなければならないルール等があるんですかね。

○田中新たな学校づくり推進課長 既存校では今、実際にそのような普通教室の使い方をされているところがありますが、新たな学校づくりの中では多目的ホールですとかコミュニティルーム、またラーニングセンターなども整備してまいりますので、そういった特別教室をまずは主に使っていくことを、今、想定しているところでございます。

○熊沢委員 逆に今、使えるものをあえてここで使用不可にしていく理由を教えてくださいなんですが、今のお話だと、今後、多目的ホール、コミュニティルーム、ラーニングセンターを使ってやっていくとお話はされているけれども、変な話、ここ数年はそれでいけるかもしれない。けれども、これから先、子供たちの学び方、過ごし方、放課後の在り方、様々

そういうことを考えた結果、今まで使えているものをあえて使用不可にしていく根拠というか、なぜそうなっていく……。

この下の場合は、児童福祉施設等で（使用する場合）と括弧書きがあるのに、ここが完全に使用不可になると、これから先、もし使いたいと思ったときにもずっと使用が、市民の方々とか地域の方が学童保育のところから「使いたいんですけど」となったときに「ここで使用不可になっていますから駄目ですよ」と断られてしまうのは、少しどうなのかなと思うので、なぜあえてこれを使用不可にしたのかを教えてくださいませんか。

○戸田都市政策課長 今、お話を聞いている中で、ちょっとここの表現を見直さなければいけないかなと思います。そもそも新たな学校づくりができてこの用途はこれ、この用途はこれと明確に区分けしたときに、まちととも学童保育クラブはここで児童福祉施設等として使いましょうということを言いたいのがメインであり、今のところ教室を使う予定がないことを表現したかったものです。それを（使用不可）という強い表現にしておりますので、今、これでは全くできないではないかという印象を与えてしまったところです。この表現を少し検討させていただきたいと思っております。

○熊沢委員 すみません、何か私が新たな学校のところでイメージしている学童とまちととも通常の昼間の学校の子供たちが過ごす環境と、ここで書かれていることが少し違ったもので。せっかく新しい学校をつくるので、ぜひ子供たちが笑顔になれるような学校にしてもらえればと思います。

もう一点、私が理解できなかったのは、複合化の防災備蓄倉庫が「未定」「未定」「（使用不可：防災倉庫）」という、これは防災倉庫が使えないのか、防災倉庫なら使えるのか何かよく分からないんですけれども、教えてもらえますか。

○戸田都市政策課長 学校用の防災倉庫は「学校」、学童の防災倉庫は「児童福祉施設等」の建物用途となります。ここでは、防災課が設置する地域住民の方のための「防災倉庫」を表現しております。もう少し伝わりやすい表現を検討させていただきます。

○熊沢委員 今、実際防災倉庫も学校にあるかと思うんですけれども、直していただけるからありがたいんですけれども、何かこうやって見るとルール上、法令上どうしてもいけないんだよ、駄目なんだよというイメージを取ってしまうので。新たな学校はここが終わりではなくスタートだと思っているんですね。いろいろと御意見があってこれで終わりそんな空気もあるけれども、これがスタートで新たな学校はつくられていくと思うので、そういう意味で、スタートの段階でしっかりと改善できる部分は改善していただきたいと思いま

す。よろしくお願いいたします。

もう一つ聞いてもいいですか。

3. 位置図、建築概要のところ、建物規模がみんな建替え後は大きくなるというのは、今まではなかったものをしっかりと、学童保育の建物も変わってくるという意味で、敷地面積はあまり変わらないけれども建物の規模は、あるいはいろいろなことが緩和されるとか、そういう意味で建物の規模が増えていくんですか。それとも今まで入って……。何かすごく増えるとグラウンドが狭くなってしまうのではないかとイメージを取る方々もいたりするので。本町田ひなた小は倍ぐらいになるんですよね。

そういう意味で、その辺はどうしてこうなってるのか。私が理解できる範囲で教えていただけますか。

○田中新たな学校づくり推進課長 建替え後の施設規模が大きくなったというところでございますが、今、委員からお話のあったとおり、幾つか新しい取組として改善しているところがあります。

まず学校の教室、今現在の小学校の普通教室だったり少し規模が小さいところがありますので、そこを少し広くするところがあります。2つ目としては、今後、グループワークなどの活動をしていく中で、やはり普通教室の広さだけでは少し厳しいだろうというところもありますので、壁を可動式にして廊下側に少しオープンスペースを設けるような形にして、グループワークなどがやりやすい環境を整えることも検討しております。また、現在の体育館につきましても少し規模を大きくしてというところもございますし、しっかりとコミュニティルームですとかラーニングセンターも整えていくということで、全体的に今、求められております教育環境に合わせて機能を盛り込んでいったところ、このように規模が大きくなっているところでございます。

○萩野幹事 ちょっと補足を。

多分、敷地面積が全部一緒に建物の規模も一緒だから、グラウンド等が狭くなるのではないかということだと思えるんですけども、用途がそれぞれ違ってきますので、容積とか。それに合わせながら工夫して、グラウンド等は一定程度確保できるのではないかと考えております。

○熊沢委員 以上です。

○会長 ほかに御質問、御発言ございませんでしょうか。

○浅利委員 今回、建築基準法と条例の改正による規制緩和ということで、集会場、スポーツ

練習場という観点で、これは学校ですので教育の観点ということですが、一方で学校は防災拠点で、今回の理念である愛着のある地域拠点ということからすると、現状、防災倉庫だけに止まっているようでございますが、今回の規制緩和で教育に加えて防災の観点で何か、建築基準法ですとか条例等で——ニュースでしか見ていませんけれども、今、大規模な災害が起きるといろいろな建物、構造物に関する変化といいますか、震災等の状況を踏まえて建築基準法ですとか条例等を見直していく、そういう準備をするということで、少し広めに読める改正といった考え方というか、理念はないんでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

○戸田都市政策課長 例えば学校の耐震性ですとか安全性は、新たに造っていくものの中でしっかり担保していく部分でもございますので、今回の特別用途地区であるとか環境整備地区の条例の中でその部分について何かを担保することは、現時点では考えていないところです。

○浅利委員 現状、備蓄倉庫ということで、倉庫で備蓄だけ、そういう構造物はいいですよという話ですが、例えば緊急の通信施設ですとか、最近は、いろいろな災害のときに全部移動で、スペースがあればという感じもあるんですけども、もう少し何か、最近の災害と今後の防災等から備えておくべき構造物、建築物みたいなものを、少し広めに読めるようにされたらどうかというのが私の考え方で、今は備蓄の倉庫だけ、ここだけはこの地区に認めますということで、ちょっと狭過ぎないかなという。

そういうものを備えておくことを見せることが、ある意味で地域の人たちにも「防災面でも学校というのは1つ拠点にもなるんだよね」という安心感といいますか、そういうものも醸成されていくのではないかと思います、ちょっと意見を申し上げました。

○田中新たな学校づくり推進課長 今、御質問の災害時の学校の利用という点につきましては、現在、町田市内の学校につきましては震災時などの避難施設として位置づけられているところがございます。そうしたことで、ただの備蓄だけではなく、そういったときに対応できるようにということでの準備、用意は今の学校でもしているところでございますので、新しい学校についても引き続きそういった機能は満たしていきたいと考えているところでございます。

○会長 浅利委員、いかがですか。

○浅利委員 分かりました。

現状の避難施設というのは、それは承知しておりますが、今のままで、備蓄倉庫だけを認めますという法律の立てつけなり考え方でよろしいんでしょうかということ。その辺を少し

議論されて、今回規制緩和するわけですから、その部分はちょっと幅広に読めるようにしておいたほうがよいのではないのでしょうか。今すぐやってください、どうして欲しいという具体的なものがあるわけではありませんけれども、これまでのいろいろな経験あるいは防災に関する今後の施策等から、この構造物等に関する基準を少し緩和したほうがいいよねということがあれば、今回の文化、スポーツだけではなく、この地域について防災というアプローチでの規制緩和はないか、ちょっと御検討をお願いできればと思います。

○会長 今の件、いかがでございましょうか。

○戸田都市政策課長 今いただいた、防災用にしっかりと資するようなところについては、引き続き検討していきたいと思います。

ありがとうございます。

○会長 ほかに、いかがでございましょうか。

市古委員、お願いします。

○市古委員 今、浅利委員から御質問があった、教育施設のリニューアルに伴って防災という視点からと。大事な点なので少しだけコメントさせていただきますと、都市計画の規制緩和の領域ではありませんけれども、考えられる工夫の方向性として2点指摘させていただければと思います。

1点目は、学校施設に求められるのは、やはりセキュリティの問題が非常に大きかったわけですね。ただ、避難所、避難拠点ということであると、できるだけ周辺からアクセスできる、避難所に入れるという、セキュリティに加えてアクセスのしやすさが期待されるところで、ここの按配を、どううまく折り合いをつけていくのか。新たな学校施設の中のゾーニングで、何かうまく按配でアクセス性を向上させつつセキュリティも確保する、そんな工夫は考えられるのかなということ。

それから、鶴川第二小学校の基本計画、概要版を拝見させていただきますと、この資料でも周辺環境の説明において、能ヶ谷西緑地が隣接している、それから能ヶ谷町平和台第一児童公園が隣接している、そういう表現があるんですよね。

災害時、周辺のオープンスペースと一体的に避難拠点、避難所、地域の方々の安全・安心拠点を運営していくことは、支援物資を配布していくといったことを考えても大事ですので、そういった周辺の公園、緑地、オープンスペース、場合によっては河川を含めて、それと災害時は一体的にうまく拠点化していくことは大事な方向性かなと、先ほどの浅利委員からの御指摘を踏まえて思いました。

長々とすみません。

○会長 ただいまの件、事務局ではいかがでしょうか。

○戸田都市政策課長 ありがとうございます。しっかり今後の参考にさせていただきます。

○会長 ほかに御質問、御発言いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

では、本件についての報告は、以上で承ったとさせていただきます。

本日の議事は以上でございますので、事務連絡をお願いします。

○事務局 皆様、お疲れさまでございました。

本日が今年度最後の審議会となります。次回4月の定例会は4月25日金曜日、15時から開催いたします。その際、前回12月定例会の事前協議で使用しました表紙が黄色の資料1「町田都市計画特別緑地保全地区の変更について（町田市決定）（第13号山崎かたかごの森特別緑地保全地区）」を使用しますので、御持参いただきますようお願いいたします。

事務局からは、以上です。

○会長 ありがとうございます。

では、以上をもって閉会させていただきます。

本年度、どうもありがとうございました。また来年度、よろしくお願い申し上げます。